

# 石川県公報

平成 26 年 10 月 31 日（金曜日）

号 外

（第 88 号）

## 目 次

目	次
告 示	
○鳥獣保護区の存続期間の更新 (自然環境課) 1	○休猟区の指定 (同) 3
○鳥獣保護区特別保護地区の指定 (同) 2	○特例休猟区の指定 (同) 4
	○特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 5

## 告 示

### 石川県告示第483号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成26年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 名称

山代温泉鳥獣保護区

#### 2 区域

加賀市大聖寺川河南大橋を起点とし、同所から大聖寺川右岸堤防を北に進み市道B第33号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道B第30号線を経て山代東口に至り、同所から一般県道小松山中線を東に進み一般県道水田丸黒瀬線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み小坂町及び水田丸町を経て主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み柏野大橋北詰めに至り、同所から市道B第173号線を南に進み須谷町に至り、同所から通称山道尾俣を西に進み市道B第109号線との交点に至り、同所から桂谷町の通称上る谷と向山谷との尾根を西に進み別所町宮の谷を経て大聖寺川二天橋に至り、同所から大聖寺川を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 3 面積

590ヘクタール

#### 4 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

#### 5 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

当該区域は、加賀市東部に位置する低山帯で、マツ、スギを中心にナラ、クヌギなどの食餌植物が群生し、ヒヨドリ、メジロ、カワラヒワ、カラ類等の里山に見られる留鳥のほか、繁殖期にはキビタキ、アオジ等の野鳥が多数生息している。したがって、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

##### 管理方針

当該区域は、昭和39年から現在まで県指定山代温泉鳥獣保護区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。引き続き保護区に指定し、保護環境を保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。なお、区域周辺では、ツキノワグマの出没やイノシシによる農業被害が見られることから、住民に対

し防除方法を普及啓発するとともに、石川県特定鳥獣保護管理計画に基づいて個体数調整及び有害鳥獣捕獲を実施する。

1 名称

火打谷鳥獣保護区

2 区域

羽咋郡志賀町梨谷小山地内の町道梨谷小山牧山線と米町川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を上流に進み支流仏木川左岸との交点に至り、同所から同支流左岸を上流に進み町道仏木牧山連絡線との交点に至り、同所から同町道を南に進み主要地方道田鶴浜堀松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南南西に進み町道梨谷小山牧山線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

265ヘクタール

4 存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、能登半島の中心に位置する丘陵地帯で、雑木林及びスギ等の植林地からなり、また、区域内にある石川県緑化センターには、展示林として食餌植物が植樹されており、野生鳥獣の生息に適した区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、渡り鳥等の保全を図るものである。

管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、地域住民の自然とのふれあいの場、子供たちの環境教育・学習の場としての活用を図る。

## 石川県告示第484号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成26年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区

2 区域

加賀市上水道総合センターを起点とし、同所から耕地界を北に進み市道第B109号線との交点に至り、同所から同市道を東に150メートル進み同所から尾根線上を南東に進み別所との字界に至り、同所から西に150メートル進み同所から尾根線上を北西に進み耕地界に至り、同所から耕地界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

45ヘクタール

4 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区指定目的

当該区域は、加賀市東部に位置する低山帯で、マツ、スギを中心にナラ、クヌギなどの食餌植物が群生し、ヒヨドリ、メジロ、カワラヒワ、カラ類等の里山に見られる留鳥のほか、繁殖期にはキビタキ、アオジ等の野鳥が多数生息している。したがって、鳥獣の生息、繁殖のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護

及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護繁殖を図るものである。

#### 管理方針

当該区域は、昭和44年から現在まで県指定山代温泉鳥獣保護区山代温泉特別保護地区として保護されてきており、野鳥の生息環境に恵まれた区域である。引き続き特別保護地区に指定し、保護環境を保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

なお、区域周辺では、ツキノワグマの出没やイノシシによる農業被害が見られることから、住民に対し防除方法を普及啓発するとともに、石川県特定鳥獣保護管理計画に基づいて個体数調整及び有害鳥獣捕獲を実施する。

### 1 名称

火打谷鳥獣保護区火打谷特別保護地区

### 2 区域

羽咋郡志賀町火打谷地内の町道林業場線と町道梨谷小山牧山線との交点を起点とし、同所から町道梨谷小山牧山線を西南に進み県有地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み仏木川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み通称しもく谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み町道梨谷小山牧山線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

### 3 面積

72ヘクタール

### 4 存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

### 5 保護に関する指針

#### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (2) 特別保護地区指定目的

当該区域は、能登半島の中心に位置する丘陵地帯で、雑木林及びスギ等の植林地からなり、また、区域内にある石川県緑化センターには、展示林として食餌植物が植樹されており、野生鳥獣の生息に適した区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、渡り鳥等の保全を図るものである。

#### 管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、地域住民の自然とのふれあいの場、子供たちの環境教育・学習の場としての活用を図る。

## 石川県告示第485号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成26年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 名称

米浜休猟区

### 2 区域

羽咋郡志賀町堀松地内の国道249号と主要地方道田鶴浜堀松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道羽咋田鶴浜線との交点に至り、同所から同県道を南に進み主要地方道志賀田鶴浜線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

### 3 面積

1,348ヘクタール

### 4 存続期間

平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

## 1 名称

当目休猟区

## 2 区域

一般県道五十里深見線と輪島市及び能登町の行政区界との交点である四辻ノ峠を起点とし、同所から同行政区界を東に進み能登町地内の町道五十里7号線に続く農道との交点に至り、同所から同農道に続いて町道五十里7号線を南に進み主要地方道珠洲穴水線との交点に至り、同主要地方道を南西に進み主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所は旧柳田村及び旧能都町の行政区界との交点で同所から同行政区界を西に進み輪島市及び能登町の行政区界との交点に至り、同所から主要地方道輪島山田線との交点を経て同行政区界を北に進み林道田代線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み町道当目8号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道2級当目1号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道2級大箱北河内1号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道北河内5号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般県道五十里深見線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

2,005ヘクタール

## 4 存続期間

平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

**石川県告示第486号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成26年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 名称

米浜特例休猟区

## 2 区域

羽咋郡志賀町堀松地内の国道249号と主要地方道田鶴浜堀松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道羽咋田鶴浜線との交点に至り、同所から同県道を南に進み主要地方道志賀田鶴浜線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,348ヘクタール

## 4 存続期間

平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

## 1 名称

当目特例休猟区

## 2 区域

一般県道五十里深見線と輪島市及び能登町の行政区界との交点である四辻ノ峠を起点とし、同所から同行政区界を東に進み能登町地内の町道五十里7号線に続く農道との交点に至り、同所から同農道に続いて町道五十里7号線を南に進み主要地方道珠洲穴水線との交点に至り、同主要地方道を南西に進み主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所は旧柳田村及び旧能都町の行政区界との交点で同所から同行政区界を西に進み輪島市及び能登町の行政区界との交点に至り、同所から主要地方道輪島山田線との交点を経て同行政区界を北に進み林道田代線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み町道当目8号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道2級当目1号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道2級大箱北河内1号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道北河内5号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般県道五十里深見線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

2,005ヘクタール

4 存続期間

平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

### 石川県告示第487号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成26年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

柴山潟特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市柴山町地内の一般県道潮津串線と市道C461号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道C51号線との交点に至り、同所から市道C461号線を東南に進み柴山潟の湖面に至り、同湖面沿いに八日市川に至り、同所から同川の左岸堤防を南に進み市道C4号線との交点に至り、同市道C4号線を西に進み市道C198号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道C560号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

270ヘクタール

4 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

下粟津特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市二ツ梨町地内の国道8号バイパスと一般県道高塚栗津線との交点を起点とし、同所から同県道を北北西に進み同市下粟津町地内の市道矢田野小学校通学路線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道林小学校線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市林町地内の市道国道栗津線との交点に至り、同所から同市道を東南に進み同市林町地内の国道8号バイパスとの交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

32ヘクタール

4 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

徳山湯屋特定猟具使用禁止区域

2 区域

能美市岩内町地内の通称加賀産業開発道路と市道岩内金剛寺線との交点を起点とし、同所から同市道を南に進み同市金剛寺町地内の市道金剛寺線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み同市金剛寺町地内の主要地方道小松辰口線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み同市金剛寺町地内を経て市道寺島館線との交点に至り、同所から同市道を西北西に進み主要地方道寺島小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を西北西に進み同市和気郵便局前の市道辰口和気線との交点に至り、同所から同市道を北に進み同市徳山町地内の通称加賀産業開発道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
620ヘクタール
- 4 存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

- 1 名称  
専光寺特定猟具使用禁止区域

- 2 区域  
金沢市専光寺町地内の主要地方道金沢美川小松線佐奇森橋と安原川右岸との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道二塚10号専光寺町東線8号との交点に至り、同所から同市道を西に進み安原川右岸に至り、同川を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
18ヘクタール
- 4 存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

- 1 名称  
金沢港湾特定猟具使用禁止区域

- 2 区域  
河北郡内灘町字向栗崎地内の北陸鉄道浅野川線と大野川右岸堤との交点を起点とし、同所から同川右岸堤を北東に進み同町字大根部地内の河北潟放水路左岸の延長線との交点に至り、同所から同境界線を東南東に進み対岸の金沢市才田町地内の森下川左岸堤と河北潟調整池左岸の交点に至り、同所から同池左岸堤を南西に進み柳橋川右岸堤との交点に至り、同所から同川右岸堤を上流に進み金沢市道準幹線562号東蚊爪大場線との交点(浪受橋)に至り、同所から同市道を西に進み篠江橋、波除橋を経て大宮川左岸堤との交点(天狗の橋)に至り、同所から同川左岸堤を下流に進み河北潟調整池左岸に沿って進み金沢市道潟津6号湊1丁目線2号の延長線との交点に至り、同所から同延長線を西南西に進み金沢市道潟津6号湊1丁目線3号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み浅野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み臨港道路無量寺湖南線との交点に至り、同所から同道を南西に進み北陸鉄道浅野川線との交点に至り、同所から同鉄道路線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
453ヘクタール
- 4 存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

- 1 名称  
田鶴浜特定猟具使用禁止区域

- 2 区域  
七尾市田鶴浜町地内の国道249号と主要地方道氷見田鶴浜線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南に進み市道高田三引線との交点に至り、同所から同市道を西北西に進み三引川の右岸に至り、同所から同川右岸を下流に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
130ヘクタール

- 4 存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

